

随意契約結果書

物品等の名称及び 数量	平成28年度大隅管内気象情報提供業務(その2)
契約担当官等の 氏名並びにその 所属する部局の 名称及び所在地	分任支出負担行為担当官代理 九州地方整備局 大隅河川国道事務所副所長 鹿児島県肝属郡肝付町新富1013-1
契約年月日	平成28年8月19日
契約相手方の 氏名及び住所	一般財団法人 日本気象協会 九州支社 福岡市早良区西新一丁目10番27号
契約金額 (消費税及び地方 消費税を含む)	¥2,408,400円
予定価格 (消費税及び地方 消費税を含む)	¥2,416,986円
随意契約によるこ ととした理由	別紙のとおり
備考	

随意契約理由書

- 1 件 名 平成28年度大隅管内気象情報提供業務（その2）
- 2 履 行 場 所 大隅河川国道事務所管内
- 3 随意契約の相手方 福岡市早良区西新1丁目10番27号
一般財団法人 日本気象協会九州支社
- 4 随意契約適用法令 会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号

5 当該業務の目的・内容及び随意契約に付する理由

1) 当該業務の目的

本業務は、警報、注意報の発表をはじめ、降雨状況、降雨予測等の気象情報をリアルタイムで受け、通常の維持管理及び異常気象時の防災業務における重要な判断材料とするものである。

2) 当該業務の内容

本業務は、大隅河川国道事務所の防災体制に必要な、地震・津波情報、警報・注意報情報、台風情報及び天気予報等に加え、管内の事前通行規制区間に係るポイントの詳細な降雨予測情報、台風予測情報、雪氷予測情報及び活火山噴火予測などを、携帯版WEBサイト、携帯電話メール等により実施するものである。

3) 随意契約に付する理由

今回、H28. 4. 1付で気象情報提供業務を締結した業者及びその代理人より、事業を終了し、裁判所による破産手続きに基づき精算を行う旨の通知があり履行不能となったことから、残る期間の業務を履行可能な業者と、新たな契約を締結する必要が生じたものである。

当事務所において、大雨、地震・津波等の異常気象時等の防災体制を確立するためには、上記の情報、予測等が必要不可欠であり、常時提供を受ける必要がある。特に事前通行規制区間に係るゲリラ豪雨をはじめとした詳細な気象情報・予測などの情報は、テレビやインターネットの天気予報では入手することができないため、当該業務が唯一の情報源となる。

特定地点に特化した情報提供を実施するためには、気象情報を観測・分析・提供するためのシステムを構築するために準備期間が必要となり、その間に何らかの事象が生じた場合、防災業務に支障をきたし、社会に多大なる影響が生じることとなる。このため、早急に対応可能な業者と契約を締結する必要がある。

（一財）日本気象協会九州支社は、平成26年度まで当事務所の仕様に基づき業務を実施した実績があることから、既に当事務所管内に特化した情報提供を行うためのシステム構築等がなされており、早急に対応できる業者である。

以上のことから、本業務は、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号により、（一財）日本気象協会九州支社と随意契約を締結するものである。

（随意契約理由書作成者）

大隅河川国道事務所 道路管理課長